第八十六条を次のように改める。

（参事官の職務）

第八十六条　参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌し、又は情報流通行政局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。

一　情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策（技術に関するものを除く。）の企画及び立案並びに推進に関する事務のうち重要事項に係るもの

二　総務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保に関する事務の総括に関すること。

第九十三条第二号及び第五号、第九十四条第二号、第九十五条第三号、第九十六条第二号、第九十九条第七号、第百条第二号並びに第百一条第二号中「情報通信国際戦略局」を「国際戦略局」に改める。

第百三十四条第一項中「第一部　第二部」を「総務行政相談部　評価監視部」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第六条第一項中「第十条第十一号」とあるのは「次条第一項第十一号及び附則第六条第一項第二号」と、第十一条第二項中「第十六号」とあるのは「第十六号」を「同条第二項中「第二十二号」とあるのは、「第二十二号」に改める。

附則第十九条第一項中「、第七十二条第三号中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第十一条第一項第十一号及び附則第十九条第一項第二号」と、第七十三条中「前条第二号」とあるのは「前条第二号並びに附則第十九条第一項第二号」と」を削り、「「次条第三号及び」を「、「次条第三号及び」に改める。

別表青森行政評価事務所の項から千葉行政評価事務所の項まで、山梨行政評価事務所の項から富山行政評価事務所の項まで、岐阜行政評価事務所の項から京都行政評価事務所の項まで、奈良行政評価事務所の項から長崎行政評価事務所の項まで及び大分行政評価事務所の項から鹿児島行政評価事務所の項までを削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第四十四条」を「第四十四条の二」に改める部分に限る。）、第四十条及び第四十三条の改正規定、第一章第二節第三款第四目中第四十四条の次に一条を加える改正規定並びに第百三十四条及び別表の改正規定は、平成二十九年十月一日から施行する。

（公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令等の一部改正）

2　次に掲げる政令の規定中「情報通信国際戦略局」を「国際戦略局」に改める。

一　公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第百六十二号）別表第一総務省の項

二　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十八号）第一条第三項

三　総務省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十二号）第八条

（情報通信審議会令の一部改正）

3　情報通信審議会令（平成十二年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「情報通信国際戦略局」を「情報流通行政局」に改める。

総務大臣　野田　聖子

内閣総理大臣　安倍　晋三

再就職等監視委員会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年九月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十一号

再就職等監視委員会令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の十四第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

再就職等監視委員会令（平成二十年政令第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一人」を「二人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年九月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十二号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（学校教育法施行令の一部改正）

第一条　学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号中「（専門職大学院を含む。）」を削り、「第百四条第一項」を「第百四条第三項」に、「次条第一項第一号」を「次条第一項第一号ハ」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　専門職大学の課程（法第八十七条の二第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分されたものに限る。次条第一項第一号ロにおいて同じ。）の設置及び変更

第二十三条の二第一項第一号中「私立の大学の学部の学科の設置又は公立若しくは私立の大学の大学院（専門職大学院を含む。）の研究科の専攻の設置若しくは専攻に係る課程の」を「大学に係る次に掲げる設置又は」に改め、同号に次のように加える。

イ　私立の大学の学部の学科の設置

ロ　専門職大学の課程の変更（前期課程及び後期課程の修業年限の区分の変更（当該区分の廃止を除く。）を伴うものを除く。）

ハ　大学の大学院の研究科の専攻の設置又は当該専攻に係る課程の変更